

最高裁総三第137号

(訟ろー01)

平成25年7月22日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 戸 倉 三 郎

最高裁判所事務総局経理局長 垣 内 正

書記官事務等の査察の実施等について（通達）

平成25年度の標記の査察を昭和61年6月30日付け最高裁総三第15号事務総長通達「書記官事務等の査察について」の定めるところにより実施してください。

また、同通達別紙の4の査察事項を下記のとおり指定しましたので、これによってください。

記

1 書記官事務、速記官事務及び訟廷事務についての査察事項

- (1) 事件記録等及び帳簿諸票の保管に関する事項
- (2) 事件記録等及び帳簿諸票の保存及び廃棄に関する事項

2 書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務についての査察事項

- (1) 保管金等の取扱いに関する事項
- (2) 押収物等の取扱いに関する事項
- (3) 裁判事務用器具の管理に関する事項
- (4) 委託した業務の取扱いに関する事項

最高裁総訟第418号

(訟ろ-01)

平成25年8月5日

大阪高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局総務局長 戸 倉 三 郎

最高裁判所事務総局経理局長 垣 内 正

書記官事務等の査察の実施について（通知）

平成13年9月4日付け最高裁総一第248号事務総長依命通達「最高裁判所による書記官事務等の査察について」に基づき、貴庁に対する標記の査察が別紙の査察事項により行われますから、よろしくお取り計らいください。

なお、期日、査察事務担当者等については、別途お知らせします。

(別紙)

査察事項

第1 書記官事務及び訟廷事務

1 事件の処理に関する事項

- (1) 事件の受付及び分配に関する事項
- (2) 事件に関する送達及び通知に関する事項
- (3) 事件に関する記録その他の書類の作成に関する事項
- (4) 事件に関する記録その他の書類の整理及び保管に関する事項
- (5) 事件に関する記録の受領及び送付に関する事項
- (6) 事件に関する帳簿諸票の整備、保存及び廃棄に関する事項
- (7) 事件に関する記録その他の書類の保存及び廃棄に関する事項

2 会計事務に関連する事項

- (1) 保管金等の取扱いに関する事項
- (2) 押収物等の取扱いに関する事項

3 指導監督に関する事項

- (1) 高等裁判所内における指導監督について
- (2) 管内各庁に対する指導監督について

ア 家庭裁判所における家事関係事件の事務処理に関する実情の把握及び指導の状況

イ その他

第2 書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務

- 1 保管金等の取扱いに関する事項
- 2 押収物等の取扱いに関する事項
- 3 裁判事務用器具の管理に関する事項
- 4 委託した業務の取扱いに関する事項

大阪高裁民第406号

(訟ろー01)

平成25年8月26日

管内地方裁判所長 殿 (京都, 奈良, 和歌山)

管内家庭裁判所長 殿 (大阪, 京都, 奈良, 和歌山)

大阪高等裁判所長官 永 井 敏 雄

書記官事務等の査察について (通達)

7月22日付け最高裁総三第137号総務局長, 経理局長通達「書記官事務等の査察の実施等について」に基づき, 平成25年度の標記の査察を別紙のとおり実施します。

別紙

1 被査察庁・査察実施日・査察事務担当者等

被 査 察 庁	実 施 年 月 日	査 察 事 務 担 当 者 等	査 察 実 施 事 務 補 助 者
和歌山地方裁判所 和歌山家庭裁判所	平成25年10月1日(火)	民事次席書記官 杉原 哲治 刑事首席書記官 藤田 敏之	民事訟廷副管理官 坂本靖史
			民事部主任書記官 岩本直樹
			民事部主任書記官 岡田吉峰
			民事部主任書記官 草部康司
			民事部主任書記官 有持忠博
			民事部主任書記官 垣見 修
			大阪家裁主任書記官 小出周一
			大阪地裁民事速記管理官 饒 京子
			刑事訟廷管理官 山脇 敏伸
			刑事部主任書記官 池田 豊
			刑事部主任書記官 北田 克也
			刑事部主任書記官 石田 和義
			刑事部記録係長 村田 香織
			大阪家裁主任書記官 中井 充
大阪家庭裁判所	平成25年10月8日(火)	民事次席書記官 山田 浩子 刑事次席書記官 星川 純一	大阪地裁刑事速記管理官 松岡 圭子
			民事訟廷管理官 浦原英器
			民事部主任書記官 西森公治
			民事部主任書記官 山本正道
			民事部主任書記官 岡田吉峰
			民事部主任書記官 宮崎正義
			民事部主任書記官 柳澤幸輝
			民事部主任書記官 藤田美典
			刑事訟廷管理官 山脇 敏伸
			刑事部主任書記官 北田克也
			刑事部主任書記官 宇野 久美子
			京都家裁主任書記官 嶋田 泰彦
京都地方裁判所	平成25年10月21日(月)	民事次席書記官 杉原 哲治 刑事首席書記官 藤田 敏之	民事訟廷副管理官 坂本靖史
			民事部主任書記官 西森公治
			民事部主任書記官 蒔田豊人
			民事部主任書記官 石川雅也
			民事部主任書記官 和田弘樹
			民事部主任書記官 橋本悦次
			民事部主任書記官 垣見 修
			大阪地裁民事速記管理官 饒 京子
			刑事訟廷管理官 山脇 敏伸
			刑事部主任書記官 檜垣 信寿
			刑事部主任書記官 多田 力
			刑事部主任書記官 宇野 久美子
			刑事部記録係長 村田 香織
			大阪地裁刑事速記管理官 松岡 圭子

奈良地方裁判所 奈良家庭裁判所	平成25年11月26日(火)	民事次席書記官 山田 浩子 刑事次席書記官 星川 純一	民事訟廷管理官 浦原英器
			民事部主任書記官 山本正道
			民事部主任書記官 蒔田豊人
			民事部主任書記官 宮崎正義
			民事部主任書記官 柳澤幸輝
			民事部主任書記官 藤田美典
			民事部記録係長 遠藤央司
			大阪家裁堺支部主任書記官 山本真人
			大阪地裁民事速記管理官 饒 京子
			刑事訟廷管理官 山脇 敏伸
			刑事部主任書記官 池田 豊
			刑事部主任書記官 檜垣 信寿
			刑事部主任書記官 多田 力
			刑事部記録係長 村田 香織
			大阪家裁主任書記官 秦真由美
			大阪地裁刑事速記管理官 松岡 圭子
京都家庭裁判所	平成25年12月16日(月)	民事首席書記官 澤 明憲 刑事次席書記官 星川 純一	民事次席書記官 杉原哲治
			民事訟廷副管理官 坂本靖史
			民事部主任書記官 西森公治
			民事部主任書記官 和田弘樹
			民事部主任書記官 岡田吉峰
			民事部主任書記官 草部康司
			民事部主任書記官 藤田美典
			大阪家裁主任書記官 小出周一
			刑事訟廷管理官 山脇 敏伸
			刑事部主任書記官 石田 和義
			大阪家裁主任書記官 千田 正廣

別紙

2 書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察

被査察庁	実施年月日	査察事務担当者	査察実施事務代理者	補助者
大阪家庭裁判所	平成25年10月8日(火)	事務局次長 巽 信裕	会計課専門官 松田 昌允	会計課管理係長 泉谷 美津穂
和歌山地方裁判所 和歌山家庭裁判所	平成25年10月8日(火) 平成25年10月9日(水)		会計課課長補佐 福本 浩孝	会計課監査係長 平井 崇文
京都地方裁判所	平成25年10月21日(月)		会計課課長補佐 児島 由崇	会計課用度係員 板脇 隆能
奈良地方裁判所 奈良家庭裁判所	平成25年11月26日(火)		会計課専門官 松田 昌允	会計課保管物係長 藤江 隆雄
京都家庭裁判所	平成25年12月16日(月)		会計課企画官 藤原 治	会計課管理係長 泉谷 美津穂

別紙

3 査察事項

(1) 書記官事務及び訟廷事務についての査察事項

ア 民事・家事関係

- (ア) 事件記録等及び帳簿諸票の保存及び廃棄に関する事項
- (イ) 事件記録等及び帳簿諸票の保管に関する事項
- (ウ) 主任書記官による書記官の一般執務についての指導監督に関する事項
- (エ) 事件関係書類の適切な作成及び整理・保管に関する事項
- (オ) 成年後見事件及び財産管理事件の不正行為防止処理に関する事項

イ 刑事・少年関係

- (ア) 事件に関する基本的な書記官事務の処理状況の把握及びその事務処理改善に関する事項
- (イ) 主任書記官による書記官の事務処理状況の把握及び書記官に対する指導に関する事項
- (ウ) 書記官の進行管理等事務に関する事項
- (エ) 裁判員裁判の実施に関する事項（裁判員裁判事件の実施庁に限る。）
- (オ) 事件記録等及び帳簿諸票の保管，保存及び廃棄に関する事項
- (カ) 令状事務に関する事項

(2) 速記官事務についての査察事項

- ア 速記原本及び帳簿諸票の保存及び廃棄に関する事項
- イ 事件記録，速記原本及び帳簿諸票の保管に関する事項
- ウ 速記事務に関する事項
- エ 速記官の配置に応じた執務態勢に関する事項（てん補を含む。）
- オ 速記官の指導監督に関する事項（健康管理を含む。）

(3) 書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務についての査察事項

- ア 保管金等の取扱いに関する事項
- イ 押収物等の取扱いに関する事項

ウ 裁判事務用器具の管理に関する事項

エ 委託した業務の取扱いに関する事項

オ 債権管理に関する事項

大阪高裁民第408号

(訟ろー01)

平成25年8月26日

大阪地方裁判所長 殿

大阪高等裁判所長官 永 井 敏 雄

速記管理官の派遣について（依頼）

7月22日付け最高裁総三第137号総務局長，経理局長通達「書記官事務等の査察の実施等について」に基づき，当庁が実施する平成25年度書記官事務等査察の実施事務補助者として，平成6年7月18日付け最高裁総一第183号事務総長依命通達「大法廷首席書記官等に関する規則の運用について」記第1の4の(2)の定めにより，下記の職員を派遣してください。

記

査察実施日	被査察庁	査察事務補助者
10月1日（火）	和歌山地方裁判所 和歌山家庭裁判所	民事速記管理官 鋳 京 子 刑事速記管理官 松 岡 圭 子
10月21日（月）	京都地方裁判所	民事速記管理官 鋳 京 子 刑事速記管理官 松 岡 圭 子
11月26日（火）	奈良地方裁判所 奈良家庭裁判所	民事速記管理官 鋳 京 子 刑事速記管理官 松 岡 圭 子

大阪高裁民第407号

(訟ろー01)

平成25年8月26日

大阪家庭裁判所長 殿

大阪高等裁判所長官 永 井 敏 雄

主任書記官の派遣について（依頼）

7月22日付け最高裁総三第137号総務局長，経理局長通達「書記官事務等の査察の実施等について」に基づき，当庁が実施する平成25年度書記官事務等査察の実施事務補助者として，昭和61年6月30日付け最高裁総三第15号事務総長通達「書記官事務等の査察について」別紙書記官事務等査察実施要領3の(3)の定めにより，下記の職員を派遣してください。

記

査察実施日	被査察庁	査察事務補助者
10月1日（火）	和歌山家庭裁判所	主任書記官 小 出 周 一 同 中 井 充
11月26日（火）	奈良家庭裁判所	主任書記官 山 本 真 人 同 秦 眞由美
12月16日（月）	京都家庭裁判所	主任書記官 小 出 周 一 同 千 田 正 廣

大阪高裁民第407号

(訟ろー01)

平成25年8月26日

京都家庭裁判所長 殿

大阪高等裁判所長官 永 井 敏 雄

主任書記官の派遣について（依頼）

7月22日付け最高裁総三第137号総務局長，経理局長通達「書記官事務等の査察の実施等について」に基づき，当庁が実施する平成25年度書記官事務等査察の実施事務補助者として，昭和61年6月30日付け最高裁総三第15号事務総長通達「書記官事務等の査察について」別紙書記官事務等査察実施要領3の(3)の定めにより，下記の職員を派遣してください。

記

査察実施日	被査察庁	査察事務補助者
10月8日（火）	大阪家庭裁判所	主任書記官 嶋 田 泰 彦

大阪高裁民第472号

(訟ろー01)

平成25年9月30日

和歌山地方裁判所事務局長 殿

和歌山家庭裁判所事務局長 殿

大阪高等裁判所民事首席書記官 澤 明 憲

大阪高等裁判所刑事首席書記官 藤 田 敏 之

書記官事務等の査察について（事務連絡）

標記の査察については、平成25年8月26日付け大阪高裁民第406号長官通達「書記官事務等の査察について」のとおりですが、査察実施事務補助者を別紙のとおり変更します。

別紙

査 察 事 務 担 当 者 等	査察実施事務補助者
民事次席書記官 杉原 哲治 刑事首席書記官 藤田 敏之	民事訟廷副管理官 坂本靖史
	民事部主任書記官 岩本直樹
	民事部主任書記官 岡田吉峰
	民事部主任書記官 草部康司
	民事部主任書記官 有持忠博
	民事部主任書記官 垣見 修
	大阪家裁主任書記官 小出周一
	大阪地裁民事速記管理官 饒 京子
	刑事訟廷管理官 山脇 敏伸
	刑事部主任書記官 檜垣 信寿
	刑事部主任書記官 宇野 久美子
	刑事部主任書記官 石田 和義
	刑事部記録係長 村田 香織
	大阪家裁主任書記官 中井 充
	大阪地裁刑事速記管理官 松岡 圭子

大阪高裁民第474号

(訟ろ-01)

平成25年10月2日

大阪家庭裁判所事務局長 殿

大阪高等裁判所民事首席書記官 澤 明 憲

大阪高等裁判所刑事首席書記官 藤 田 敏 之

書記官事務等の査察について（事務連絡）

貴庁における標記の査察については、平成25年8月26日付け大阪高裁民第406号長官通達「書記官事務等の査察について」のとおりですが、査察実施事務補助者を別紙のとおり変更します。

別紙

査 察 事 務 担 当 者 等	査察実施事務補助者
民事次席書記官 山田 浩子 刑事次席書記官 星川 純一	民事訟廷管理官 浦原英器
	民事部主任書記官 西森公治
	民事部主任書記官 山本正道
	民事部主任書記官 岡田吉峰
	民事部主任書記官 宮崎正義
	民事部主任書記官 石川雅也
	民事部主任書記官 柳澤幸輝
	刑事訟廷管理官 山脇 敏伸
	刑事部主任書記官 北田克也
	刑事部主任書記官 宇野 久美子
	京都家裁主任書記官 嶋田 泰彦

大阪高裁民第539号

(訟ろ-01)

平成25年11月20日

奈良地方裁判所事務局長 殿

奈良家庭裁判所事務局長 殿

大阪高等裁判所民事首席書記官 澤 明 憲

大阪高等裁判所刑事首席書記官 藤 田 敏 之

書記官事務等の査察について（事務連絡）

標記の査察については、平成25年8月26日付け大阪高裁民第406号長官通達「書記官事務等の査察について」のとおりですが、査察実施事務補助者を別紙のとおり変更します。

別紙

査 察 事 務 担 当 者 等	査察実施事務補助者
民事次席書記官 山田 浩子 刑事次席書記官 星川 純一	民事訟廷管理官 浦原英器
	民事部主任書記官 山本正道
	民事部主任書記官 蒔田豊人
	民事部主任書記官 宮崎正義
	民事部主任書記官 柳澤幸輝
	民事部主任書記官 藤田美典
	民事部記録係長 遠藤央司
	大阪家裁主任書記官 山本正人
	大阪地裁民事速記管理官 饒 京子
	刑事訟廷管理官 山脇 敏伸
	刑事部主任書記官 池田 豊
	刑事部主任書記官 北田 克也 ※
	刑事部主任書記官 多田 力
	刑事部記録係長 村田 香織
	大阪家裁主任書記官 桑真由美
	大阪地裁刑事速記管理官 松岡 圭子

※変更箇所

平成25年度書記官事務査察の査察等結果報告書1(改善された事項について)

庁名	本庁・支部	事務類型	指摘事項	主たる要因	講じた措置又は指導等	備考
大阪高	地家裁	事件記録の貸出し	①事件関係出納簿について、担当部に1年以上貸し出しているにもかかわらず、長期貸出しの理由、返還見込日の記載がない(神戸地裁)。②裁判官との間の記録授受について、記録貸出簿等の帳簿が備え付けられておらず、また何らのルールも定められていない(神戸家裁)。③出納簿に返還日の記載・保管者の押印がない(大阪地)。①ないし③のいずれも記録の貸出し及び保管の重要性を理解しておらず、不適切な取扱いである。	その他	①長期貸出記録について、直ちに貸出しの理由及び返還見込日を確認し、これを帳簿に記入するよう指導した。②直ちに是正するよう指導したところ、裁判官室との間でルールを定め、2月1日事務連絡で周知された。③直ちに是正するよう指導したところ、当該記載漏れ部分の是正が終了し、対策として、記録返還時に、出納簿への記入を失念しないよう記録係員に周知徹底し、更に、係長において、定期的に出納簿の記載を確認することとしたとの報告を受けた。 ①主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官を招集し、事件記録出納簿の適正な記載を励行すること、また、長期貸出しとなっているものについては、長期貸出し理由及び返還見込日を聴取の上備考欄に記入することを全書記官に指導し、その後、適正な記載が励行されていることを適宜確認した旨の報告があった。	
大阪高	地家裁	事件記録の保管	①言渡前の判決原本は事件記録とは別に保管しなければならないところ、ア判決原本である旨の明示がない封筒に入れて記録に挟み、同記録をゴムで留めたり、イ記録表紙の前に綴り込んだり、ウ記録に挟み込んで保管している(神戸地)。②記録庫に筒状の書証が保管されていたが、直ちに事件が特定できない状態であった(大阪地)。	その他	①判決原本は、事件関係者の目に触れることがないよう判決原本である旨を明示した封筒に入れた上で、記録保管庫内の所定の場所に備え付けた決裁箱等に入れて保管する態勢とし、全書記官に当該保管態勢を実行させるよう指示した。その後、当該態勢が励行されているとの報告を受けている。②部から引き継がれた記録について、各分冊単位に事件番号が特定されているかを確認し、かつ、記録を保管する際に事件番号が明示されているかを確認して配架作業を行うよう係員に周知するよう指導した。 ②廃棄済みの記録の書証であったので、速やかに廃棄した旨の報告があった。	

平成25年度書記官事務査察の査察等結果報告書2(本年度の査察で指摘した事項について)

庁名	本庁・支部	事務類型	指摘事項	主たる要因	講じた措置又は指導等	備考
大阪高	本庁	帳簿諸票の備付・保管	帳簿諸票備付経過簿につき ア 平成14年、15年の経過簿について、廃棄年月日の記載のないものがあった。 イ 登載事項がなかった帳簿について、斜線が引かれていないものがあった(経過簿上、部に帳簿が備え付けられたままの状態となっている)。 ウ 斜線が引かれていても、鉛筆書きによるものがあった。 その原因は、記録係において、実際に引き継ぎがなされたときに処理すればよいという慣行を続けていたためである。	指導不足	漫然と従前の処理方法を行うのではなく、事務の根拠、目的を考えた事務処理を行うよう指導育成すべきであることから、管理官から記録係長に対して資料及びひな形の作成を指示し、各部及び記録係員に対して目的を考えた事務処理を行うよう指導するとともに、ア、イについては、過去の廃棄目録や他の帳簿との合綴、帳簿諸票の残存等を調査の上、なお、不明なものにつき、経過簿備考欄に、次の文言を付記して処理した。 「不存在確認済 平成26年〇〇月〇〇日 印(部主任、副管)」 ウについては、全て鉛筆書きをペン書きに訂正した。	
	本庁	帳簿諸票の保存	部から引き継がれた帳簿諸票に記載終了文言のないものがある。 その原因は、廃棄担当者及び各部について、帳簿諸票の保存廃棄に関する知識が不足していたためである。	指導不足	帳簿諸票の保存に関する通達等を職員に再度周知した上、訟廷管理官から、廃棄担当者及び各部の主任書記官に対し、漫然と事務を行うことなく、常に通達の趣旨を考えた事務を遂行するよう指導し、各部に対象帳簿を貸し出し、次のとおり文言を付記することで処理した。 「平成〇〇年12月31日記載終了 平成26年〇〇月〇〇日確認済み 印(主任)」	
	本庁	帳簿諸票の備付・保管	事件記録出納簿の書式が通達で定められたものと異なる。記録返還予定日の既済欄がないものを使用していた。 その原因は、帳簿諸票に関する知識が不足し、長年の慣習を続けていたためである。	指導不足	記録出納簿によって借用記録を管理する限り、返還予定日を明示して、これを基準にして借用記録の点検をする必要があることから、通達どおりの書式に改めた。	

庁名	本庁・支部	事務類型	指摘事項	主たる要因	講じた措置又は指導等	備考
	本庁	システム関係	事件係属中に記録の取り寄せをした場合、事件終局後、記録を記録係に引き継ぐ際に、取り寄せ記録がある旨を記録送付書に記載しているのみで、期日進行管理プログラムに何らの記載をしていなかった。 その原因は、記録管理に関する知識が不足し、長年の慣習を続けていたためである。	指導不足	記録の取扱においては、漫然と従前の処理方法を行うのではなく、記録管理事務の根拠、目的を考えた事務処理を行うよう指導すべきであることから、直ちに、主任書記官の指導を行った上、記録を取り寄せた時点で、期日進行管理プログラムの事件カードの備考欄に取り寄せた記録の事件番号と冊数を入力して、取り寄せ記録がある旨を明示する取り扱いに変更した。	
	本庁	事件書類の作成	特別抗告・許可抗告の際、高裁の判断で抗告提起通知書を当事者以外の者に送付する場合には、同封する注意書に「最高裁判所では、あなたに対して記録が到着したことの通知書、特別抗告(許可抗告)申立書写し及び特別抗告(許可抗告)理由書写し(ただし、事案の内容によっては、最高裁判所の判断により、許可抗告申立書写し及び許可抗告理由書写しを送付しないこともあります。)」が送付されます。」との文言を記載していた。 その原因は、特別抗告、許可抗告に関する知識が不足していたことである。	指導不足	最高裁判所の事務処理と必ずしも整合しないため、当事者等に誤解を与える文言であることから、ただちに該当の文言を削除した。	
	地家裁	記録庫の管理	記録庫で保管すべきでない物品が保管されているので、速やかに処理するように指導した。 その原因は、記録保管担当者が記録庫の適正な管理が不十分であったためである(大阪家裁)。	指導不足	記録係が漫然と記録管理するのではなく、計画的に保存廃棄事務を行うためには、記録庫の管理を適正行うことは極めて重要であることについて、訟廷副管理官に問題意識を持たせ、係員への周知を行わせた。	
	地家裁	帳簿諸票の備付・保管	保存に付した記録の貸出しはカード(記録借用書)によって管理しているが、同カードに返還予定日を記載する箇所がない。 その原因は、帳簿諸票の備付知識が不足し、長年の慣習を続けていたためである(大阪家裁)。	指導不足	特に他庁等に貸出しをする場合、返還予定日がなくて十分な借用の管理ができるのか疑問があるため、返還予定日の記載について検討するよう指導した。	

庁名	本庁・支部	事務類型	指摘事項	主たる要因	講じた措置又は指導等	備考
	地家裁	帳簿諸票備付経過簿	帳簿諸票等備付け経過簿の記録係引継欄に記載がない箇所があった。 その原因は、保存廃棄に関する資料が整備されておらず、知識が不足していたためであった(大阪家裁)。	指導不足	経過簿諸票を適正に記載するように指示した。また、対策としては、経過簿記載の手引等の資料を職員に再度周知するよう指導した。	
	地家裁	帳簿諸票の備付・保管	記録出納簿を使用して管理しているものの、返還予定日の記載がないものが散見された。さらに、返還日及び受領印欄が空欄のままになっているものがあった。 その原因は、帳簿諸票に関する知識が不足し、長年の慣習を続けていたためである(大阪家裁)。	指導不足	記録出納簿によって借用記録を管理する限り、返還予定日を明示して、これを基準にして借用記録の点検をする必要があることから、工夫して適切な借用記録の管理をするように指導した。	
	地家裁	帳簿諸票備付経過簿	帳簿諸票等備付け経過簿の経過を追記する際、経過簿紙面が差し替えられてしまっている。 その原因は、帳簿諸票に関する知識が不足し、長年の慣習を続けていたためである(京都地裁)。	指導不足	経過簿については、諸票を適正な年度に記載し直すように指示した。 対策としては、経過簿記載の手引等の資料を職員に再度周知するよう指導した。	
	地家裁	押収物・保管物	交通事件(集中部)の民事保管物(主としてカルテ、レントゲン)を保管物主任官に引き継がず書記官室記録ロッカー内で事件記録とともに保管しているが、民事保管物受払簿の備考欄にその旨が記載されていなかった。 その原因は、保管物の管理に関するが整備されておらず、知識が不足していたためである(京都地裁)。	指導不足	民事保管物の保管の原則は、保管物主任官に引き継ぐことであり、記録とともに保管する場合があくまで例外であることを認識させ、原則に基づいた保管をおこなうよう指導した。また、例外的に記録とともに保管する場合には、かならず記録とともに保管している旨をMINTAS上で明示するように指導した。 対策としては、保管物の保管に関する資料を職員に再度周知するよう指導した。	

庁名	本庁・支部	事務類型	指摘事項	主たる要因	講じた措置又は指導等	備考
	地家裁	帳簿諸票の備付・保管	記録出納簿を備え付けず、事件関係送付簿で代替していた部があった。さらに、記録出納簿を使用してる部でも管理しているものの、返還予定日の記載がないものが散見され、返還日及び受領印欄が空欄のままになっているものがあった。 その原因は、帳簿諸票に関する知識が不足し、長年の慣習を続けていたためである(京都地裁)。	指導不足	事件関係送付簿と記録出納簿は異なる目的で備え付けが求められている帳簿であることを認識させ、記録出納簿を備え付けるよう指導した。記録出納簿は、これによって借用記録を管理する限り、返還予定日を明示して、これを基準にして借用記録の点検をする必要があることから、工夫して適切な借用記録の管理をするように指導した。	
	地家裁	印紙・郵券	「国庫立替・支払猶予費用計算書」に主任書記官の押印がなされてなかった。 その原因は、繁忙のため、担当者が後で主任書記官に認印確認をしてもらうつもりで、そのまま失念したためである(京都家裁)。	繁忙	訴訟救助に際しては、定められたルールに従った事務処理を行うことが必要であり、繁忙を理由とした事務の懈怠は許されないということを職員に注意喚起するよう指導した。	
	地家裁	提出書類の管理・保管	初回提出の財産目録や確定証明申請書に受付印が押されていないものがあった。 その原因は、繁忙のため、担当者が受付印の押印を忘れたものである(京都家裁)。	繁忙	受付印の押印は、書類提出の事実と日付を明らかにするため重要であることを職員に注意喚起するよう指導した。	
	地家裁	帳簿諸票の備付・保管	記録出納簿を使用して管理しているものの、返還予定日の記載がないものが散見された。さらに、返還日及び受領印欄が空欄のままになっているものがあった。 その原因は、帳簿諸票に関する知識が不足し、長年の慣習を続けていたためである(京都家裁)。	指導不足	記録出納簿によって借用記録を管理する限り、返還予定日を明示して、これを基準にして借用記録の点検をする必要があることから、工夫して適切な借用記録の管理をするように指導した。	
	地家裁	帳簿諸票の備付・保管	地裁及び家裁とも、事件記録出納簿、事件関係送付簿、裁判等原本保存簿及び帳簿諸票経過簿を確認したところ、事件記録出納簿の「返還予定年月日」欄が空欄のものがあった。 その原因は、帳簿諸票に関する知識が不足し、長年の慣習を続けていたためである(奈良地家裁)。	指導不足	記録出納簿によって借用記録を管理する限り、返還予定日を明示して、これを基準にして借用記録の点検をする必要があることから、工夫して適切な借用記録の管理をするように指導した。	

庁名	本庁・支部	事務類型	指摘事項	主たる要因	講じた措置又は指導等	備考
	地家裁	調書等	送付嘱託が採用された証人等目録の備考欄に「25.1.22 嘱託」との記載はあるが、それ以降の記載がないまま判決で終局していた。その原因は、担当書記官が証人等目録の備考欄の記載を失念したためである(和歌山地裁)。	指導不足	直ちに、更正調書の作成や未完成調書の完成等、方策を検討の上、是正するよう指導した。対策としては、調書作成は書記官事務の根幹であり、誤記や未完成調書を記録に綴ることの結果生じることの重大性を改めて、職員に注意喚起するよう指導した。	
	地家裁	調書等	送付嘱託文書が書証として提出されているが、書証目録に(送付嘱託分)の記載がなかった。その原因は、担当書記官の知識不足により記載をしなかったためである(和歌山地裁)。	指導不足	直ちに、更正調書の作成や未完成調書の完成等、方策を検討の上、是正するよう指導した。対策としては、調書作成は書記官事務の根幹であり、誤記や未完成調書を記録に綴ることの結果生じることの重大性を改めて、職員に注意喚起するとともに、知識不足を補うようなOJTの実施について指導した。	
	地家裁	調書等	進行協議経過表(庁で使用されている印刷用紙)の次回指定期日欄に次回弁論準備手続期日予定期日を記載したことをもって、同期日指定決定として取り扱っている。同経過表には裁判官の押印できる期日指定決定欄は設けられておらず、他に次回弁論準備手続期日の指定決定書も作成されていない。その原因は、調書等に関する知識が不足し、主任書記官も何ら指導することなく、長年の慣習を続けていたためである(和歌山地裁)。	指導不足	直ちに、裁判官に確認して、事務処理を進めるよう指導した。対策としては、裁判官による期日指定をすることなく事務処理を進めることにより、命令がないのにその実現をしたこととなるので、この結果生じることの重大性を改めて、職員に注意喚起するよう指導した。	

庁名	本庁・支部	事務類型	指摘事項	主たる要因	講じた措置又は指導等	備考
	地家裁	事件記録の作成	民事再生事件について、監督委員提出の再生債権者の住所地等に関する報告書には提出順に報告書番号が付されているが、番号順に綴られていなかった。また、多数提出されている不動産の登記事項証明証に通し番号が付されているが、一部抜き取って事務処理した後、末尾に綴ったため、欠番となっているものがあった。 その原因は、事務繁忙のため、記録の編てつを最終的に整理すれば足りるとする長年の慣習を、主任書記官も何ら指導することなく続けていたためである(和歌山地裁)。	指導不足	事件記録の編てつにあたっては、通達に従った適正な事務処理が求められている。仮に、提出された事件書類から必要な書類を抜き出さなければならないような場合であっても、付箋等で明示し、処理が終了すれば直ちに元に戻さなければならない。後で整理すれば足りるという考えは、事件書類の紛失等の職務上の非違行為となる得るもので、この結果生じることの重大性を改めて、職員に注意喚起するよう指導した。	
	地家裁	印紙・郵券	郵券管理袋中、使用額欄に記載すべきところを引継・予納額欄に記載されているもの、郵券管理袋に郵券の受入れが記載されていないものがあった。 その原因は、郵券通達の知識不足によるものである(和歌山家裁)。	指導不足	直ちに、適正な記載に是正するよう指導した。対策としては、郵券は金銭と同様に管理すべきこと、郵券袋の記載の誤りの結果生じることの重大性を改めて、職員に注意喚起するとともに、通達の適正な運用について改めて周知するよう指導した。	
	地家裁	送達・通知	遺産分割事件で、当事者から調停調書正本送達申請がないのに、当事者に正本を送達していた。 その原因は、繁忙のため、担当者が当事者からの申請を確認しなかったことによるものである(和歌山家裁)。	指導不足	送達事務について、事務の目的を考えた事務処理を行うこと、目的に合った事務が行われない場合、その結果生じることの重大性を改めて認識させるよう指導した。	
	地家裁	提出書類の管理・保管	当事者から提出された書類に受付印が押されていないものがあった。 その原因は、繁忙のため、担当者が受付印の押印を忘れたものである(和歌山家裁)。	繁忙	受付印の押印は、書類提出の事実と日付を明らかにするため重要であることを職員に注意喚起するよう指導した。	

平成25年度書記官事務査察の査察等結果報告書1(改善された事項について)

庁名	本庁・支部	事務類型	指摘事項	主たる要因	講じた措置又は指導等	備考
大阪高	地家裁	進行管理	進行管理が不十分なため、1年半程度進行が停止していた事件を主任書記官及び担当書記官が十分に把握できていなかった。後任者への引継が不十分であったこと、後任者の知識不足が原因である。もっとも、主任書記官においても、所管部署における事件の進行状況を確認する必要がある(神戸地)。	引継不十分	記録ロッカーに「4か月ごとに要調査」の棚を設置し、定期的(4か月に一度)検察庁に所在調査依頼を求めることとした。また、主任書記官においても「追って指定」の事件には注意するように指導した。その後、月例報告に進行停止事件の確認結果が記載されることとなり、首次席も同事件を把握できるようになっている。また、異動期には長期未済の引継漏れがないように注意喚起をしている。	
大阪高	地家裁	原本保存簿	刑事和解、刑事損害賠償命令事件の債務名義となる事件書類は、刑事雑記録等保存簿に登載し、事件書類編成目録を付し、その表紙に保存の始期と保存期間を記載する必要があるが、同保存簿に登載されておらず、かつ保存始期と保存期間の記載がなかった。通達を十分に理解せず、前例を踏襲した(大阪地)。	指導不足	速やかに刑事雑事件等保存簿に登載し、保存の始期と保存期間を記載した。その後、記録係に備付けられたマニュアルに債務名義となる事件書類は刑事雑事件保存簿に登載し、保存の始期と保存期間を記載することを明記した。	

平成25年度書記官事務査察の査察等結果報告書2(本年度の査察で指摘した事項について)

庁名	本庁・支部	事務類型	指摘事項	主たる要因	講じた措置又は指導等	備考
大阪高	地家裁	その他	判決言渡し前の調書判決メモ等を事件記録と共に保管していた。情報管理に対する認識が不十分である(奈良地裁)。	指導不足	主任書記官から、書記官に対して、事件記録とともに判決宣告前の原稿を記録と共に保管することの問題点を周知し、判決原稿は、担当書記官が各自の鍵のかかる記録ロッカーにおいて、事件記録とは別に書類箱に入れて保管することとした。	
	地家裁	デジタル録音機	CFカード等の記録媒体を鍵のかかる事件記録保管庫等に保管していない。記録媒体の管理に対する認識が不十分である(奈良地裁)。	指導不足	主任書記官の席に近い鍵のかかる記録ロッカー内に保管ケースを設置し、CFカード等を書記官ごとの専用ケースに入れ、それを保管ケースに入れて保管することとした。また、主任書記官は、保管ケース内のCFカード等を随時、確認している。	
	地家裁	事件記録の保存	保存に付された保護記録及び調査記録の表紙に保存の始期及び終期が記載されていない(保護事件記録には保存終期年度のみ記載)。通達を理解せずに前例を踏襲している(京都家裁)。	指導不足	保存の始期及び終期の重要性を理解させ平成26年司法年度から、保存に付される記録に記載することとした。	
	地家裁	事件記録の保存	少年調査記録保存の配列順は通達で定められており、通達以外の方法で配列する場合には当該庁の定めを要するところ、その定めがなされていない。通達を十分に理解していない(和歌山家裁)。	指導不足	速やかに、実情に沿った自庁通達を定めた。	